

とき俄頃、山背なる恭仁京に遷らせ給ひしかば、石上榎井の二氏倉卒にして追集るに及ばず、故に兵部卿從四位上大伴宿禰牛養、衛門督從四位下佐伯宿禰常人、大楯槍を樹るよし、聖武紀に見えたり、かやうの事により、田舎にて元朝毎に門戸に松を立て、伴の大楯槍に擬したるにてもあらん歟、むかし道次なる石神、或はふりたる樹に注連して神とし祭ること、皇國の習俗也、琉球もこれらの事あり、琉球事略に見えたり、正月には神を祭り、よろづ祝ぐものなれば、彼楯槍に換るに松を用てし、これを石神樹神に象りて、注連引繞らし、各門に立たるならん、この事田舎にはじまりて、後に京師に移りしかば、後々までも、賤が門松と詠みたるなり、今も箱根の山家にては、正月門に松を立てずして、大なる莽草しきみを立つ、豊後にもさる處あり、榊を立てる處もありといふ、榊を立てることは、惟宗孝言の詩句より起る、歟、○此下引本朝無題詩、今略こは齋戒のをりなれば、榊をもて松にかへたるよしなり、これらの事を傳へ聞きて、田舎にても、齋する家には、榊を立てたるにより、それさへ例となりたるもの歟、莽草を立てるもおなじすぢにて、清淨を宗とするなるべし、

立門松

〔年中恒例記〕十二月廿六日 今日立松つくり申候也、仍御太刀被下之攝津守元道朝臣説也、近年は晦日に作申也、

〔享保集成絲綸錄 四十九〕慶安元子年十二月

一 正月之門松、十五日迄置可申事、

十二月

〔享保集成絲綸錄 四十九〕寶永三戌年十一月

一 門松例年大ク有之間、來正月より小キ松を立可申候、大キなる門松堅商賣仕間鋪旨町中可相觸候以上、

十一月